

議案第十六号

三朝町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例の設定について

次のとおり三朝町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を  
求める。

昭和六十二年三月十日

三朝町長 安 田 真 一 郎

昭和六十二年三月廿拾日 原案可決

三朝町議会議長 安井由行

三朝町条例第 号

三朝町国民健康保険高額療養費資金貸付基金条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、国民健康保険高額療養費資金貸付基金の設置、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第二条 町が行う国民健康保険の被保険者が国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号。以下「法」という。）第四十二条第一項の規定により療養の給付を受けた療養取扱機関（法第三十六条第四項の療養取扱機関をいう。以下同じ。）に支払うべき一部負担金（以下「一部負担金」という。）のうち法第五十七条の二第一項による高額療養費（以下「高額療養費」という。）の支給の対象となる一部負担金の支払が困難と認められる場合において、その支払に必要な資金として三朝町国民健康保険高額療養費資金（以下「資金」という。）の貸付けを行うため、三朝町国民健康保険高額療養費資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

(基金の額)

第三条 基金の額は、二百万円とする。

(基金の管理)

第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第五条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険事業特別会計歳入歳出予算に計上して処理するものとする。

(貸付対象者)

第六条 資金の貸付けを受けることができる者は、高額療養費の支給を受けることができる  
と認められ、かつ、当該高額療養費の支給の対象となる一部負担金の支払が困難と認めら  
れる被保険者の属する世帯の世帯主とする。

(適用除外)

第七条 前条の規定にかかわらず、次の各号の一に該当するときは、資金の貸付けを行わな  
いものとする。

一 国民健康保険税を滞納（当該滞納について、徴収猶予等の決定を受けている場合を除く。）しているとき。

二 町長が、資金の貸付けを行うことが適当でないとき。

（貸付額）

第八条 資金の貸付額は、高額療養費支給見込額の十分の九に相当する額以内の額とする。

（貸付利息）

第九条 貸付ける資金には、利息を付けない。

（貸付申請）

第十条 資金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、規則で定めるところにより町長に申請しなければならない。

2 申請者は、前項の規定による申請を行う際に、高額療養費の支給の申請のための書類を作成しなければならない。

（貸付決定）

第十一条 町長は、前条第一項の規定により資金の貸付けの申請があつたときは、その内容を審査のうえ、資金を貸し付けるかどうかを決定し、その旨を規則で定めるところにより

申請者に通知するものとする。

2 申請者は、前項の規定により資金の貸付けの決定を受けたときは、規則で定める書類を町長に提出しなければならない。

(資金の交付)

第十二条 資金の交付は、資金の貸付けの決定を受けた者が受領の権限を委任した療養取扱機関の預金口座への振込みにより行うものとする。ただし、特別の理由があると認められるときは、町長が適当と認める方法により行うものとする。

(貸付資金の償還)

第十三条 資金の貸付けを受けた者(以下「借受者」という。)は、貸付けを受けた資金(以下「貸付資金」という。)を、当該借受者に対して支給される高額療養費の支給日に一括償還しなければならない。

2 借受者は、貸付資金の償還のため、高額療養費の受領の権限を町長に委任するものとし、町長は、その委任に基づき受領した高額療養費(以下「受任受領金」という。)から償還されるべき貸付資金(以下「償還金」という。)の額を領収することができる。

3 前項の場合において、町長は、受任受領金の額が償還金の額を超えるときはその超える

額を借受者に返還するものとし、借受者は、受任受領金の額が償還金の額に満たないときはその満たない額を町長の定める日までに償還しなければならない。

(繰上償還)

第十四条 前条第一項の規定にかかわらず、借受者は、次の各号の一に該当するときは、貸付金の全額を償還しなければならない。

- 一 貸付資金を貸付目的以外に使用したとき。
- 二 偽りその他不正の手段により貸付資金の貸付けを受けたとき。

(届出の義務)

第十五条 借受者は、氏名又は住所に変更を生じたときは、規則で定めるところにより速やかに町長に届け出なければならない。

(委任)

第十六条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和六十二年四月一日から施行する。